

えびの市業務継続計画

令和8年3月

え び の 市

目 次

1	業務継続の基本方針と対象範囲.....	3
(1)	業務継続の基本方針.....	3
(2)	対象範囲.....	3
(3)	地域防災計画と業務継続計画の関係.....	4
(4)	業務継続に重要な 6 つの要素.....	5
2	被害想定.....	6
(1)	地震.....	6
(2)	風水害.....	7
(3)	噴火.....	11
3	非常時優先業務.....	12
(1)	非常時優先業務の考え方.....	12
(2)	非常時優先業務の選定.....	12
(3)	対象業務.....	12
4	非常時優先業務の実施体制.....	14
(1)	本計画の発動基準および解除基準.....	14
(2)	本計画の実施体制.....	14
(3)	職務代行および職員の参集体制.....	17
(4)	代替庁舎.....	21
5	継続的改善（平時の取組み）.....	22
(1)	教育・訓練等.....	22
(2)	点検・是正.....	22
(3)	課題管理.....	22
6	必要資源の確保.....	23
(1)	電気、水、食料等の確保.....	23
(2)	通信手段の確保.....	24
(3)	重要なデータのバックアップ.....	25
別紙 1	：非常時優先業務一覧表（詳細は末尾に添付）.....	26
別紙 2	：課題管理表.....	26

1 業務継続の基本方針と対象範囲

(1) 業務継続の基本方針

業務継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）とは、大規模災害時に、行政であるえびの市役所も被災する可能性が高く、人、物、情報およびライフライン等利用できる資源に制約がある状況において、優先的に実施すべき非常時優先業務を特定するとともに、その実務体制や対応手順、継続的に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。

本市は、防災対策を定めた計画である地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとして、各種の災害対応マニュアルがあるが、業務継続計画は、これらの計画等を補完し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものである。

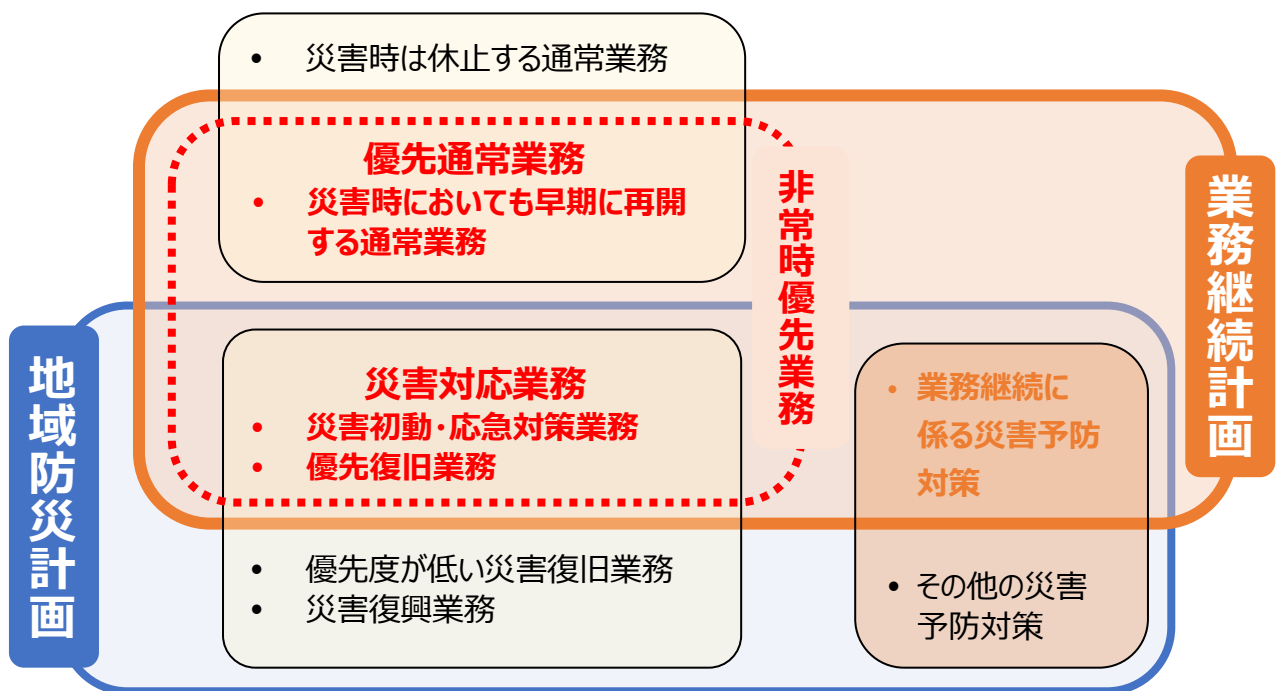


図1 対象とする業務・対策と地域防災計画との関係

(2) 対象範囲

本計画は、市職員すべてを対象にするとともに、業務を実施する施設が対象となる。

※市は、業務の一部を指定管理者等に委託している。これらの管理者等は、本計画において適用範囲外となるが、今後、これらの管理者等に対して、委託している業務に関する業務継続計画の策定などを要請していくこととする。

(3) 地域防災計画と業務継続計画の関係

本市の防災対策を定めた「えびの市地域防災計画」は、災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策について総合的に示す計画である。

一方、業務継続計画は、市庁舎や職員が被災することを前提に、業務資源の確保等の観点から、地域防災計画で定められている業務や優先的な継続業務といった「非常時優先業務」が、いつの時点からどの程度実施可能かを検証し、その実現のための具体的手順を定めるもので、限られた必要資源を活用して適切な業務遂行を行うことを目的としている。

表 1 地域防災計画と業務継続計画の相違点

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
行政の被災	行政の被災を網羅的に想定していない場合がある。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務 ・ 予防業務 ・ 災害初動・応急対策業務 ・ 復旧・復興業務	非常時優先業務 ・ 優先通常業務（災害時においても早期に再開する通常業務） ・ 災害対応業務（災害初動・応急対策業務＋優先復旧業務）
業務開始目標時間	一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
職員への物資の確保	確保は必須ではない。	職員の飲料水・食料・トイレ等の確保について検討する。
計画期間	予防、応急対策、復旧・復興	発災～1ヶ月 非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める。

(4) 業務継続に重要な 6 つの要素

非常時優先業務の選定を含め、本市の業務継続に向けては、下記の6つの要素の確保が重要となる（内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」より）。

表 2 重要6要素の記載箇所と内容

要素	記載箇所	内容
(1) 市長不在時の明確な代行順位および職員の参集体制	4 非常時優先業務の実施体制	市長が不在の場合の職務の代行順位を定める。 また、災害時の職員の参集体制を定める ・ 緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠 ・ 非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	4 非常時優先業務の実施体制	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・ 地震による建物の損壊以外の理由で使用できなくなる場合もある。 代替庁舎を特定するため、所有または借り上げ可能な施設をリストアップする。
(3) 電気、水、食料等の確保	6 必要な資源の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。 また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・ 災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要 ・ 孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	6 必要な資源の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・ 災害対応にあたり、情報の収集・発信、連絡調整が必要
(5) 重要な行政データのバックアップ	6 必要な資源の確保	業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・ 災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠
(6) 非常時優先業務の整理	3 非常時優先業務	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・ 各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

2 被害想定

本計画は、市役所が被災し利用できる資源が制約されるあらゆる状況において、行政機能を継続するための対応を規定するものであり、適用対象とする事象を特定しない。

ここでは、本市において被災の可能性や被害の規模が特に大きいと想定される事象について、被害想定を記載する。

(1) 地震

国が2025年3月に示した南海トラフ巨大地震の被害想定では、本市は震度6弱～6強の揺れが想定されている。

(図2は平成25年の宮崎県想定震度分布。オレンジ：6強、黄色：6弱、緑：5強)

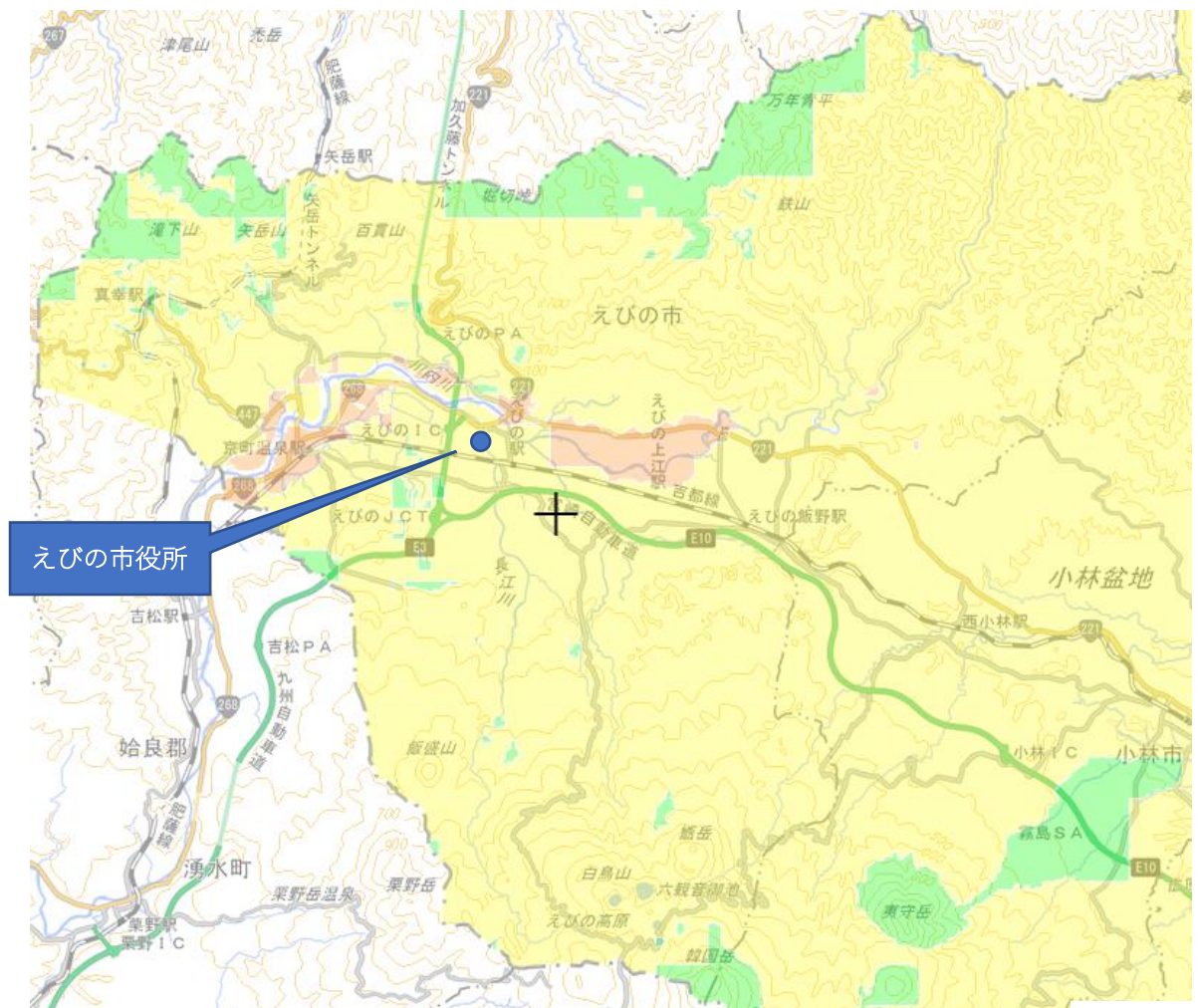


図2 えびの市周辺の南海トラフ地震想定震度分布

出典：宮崎県「ひなた GIS」（「防災フォルダ」＞「震度分布（南海トラフ巨大地震等、H25）」） <https://hgis.pref.miyazaki.lg.jp/hinata/>



(2) 風水害

本市では川内川をはじめとした河川の氾濫や、土砂災害の危険性の高い地域が複数存在し、本庁舎は長江川の近くに位置し最大 3m の浸水が想定されている。市内の土砂災害警戒区域等の状況は図 3.1～4 のとおりである。

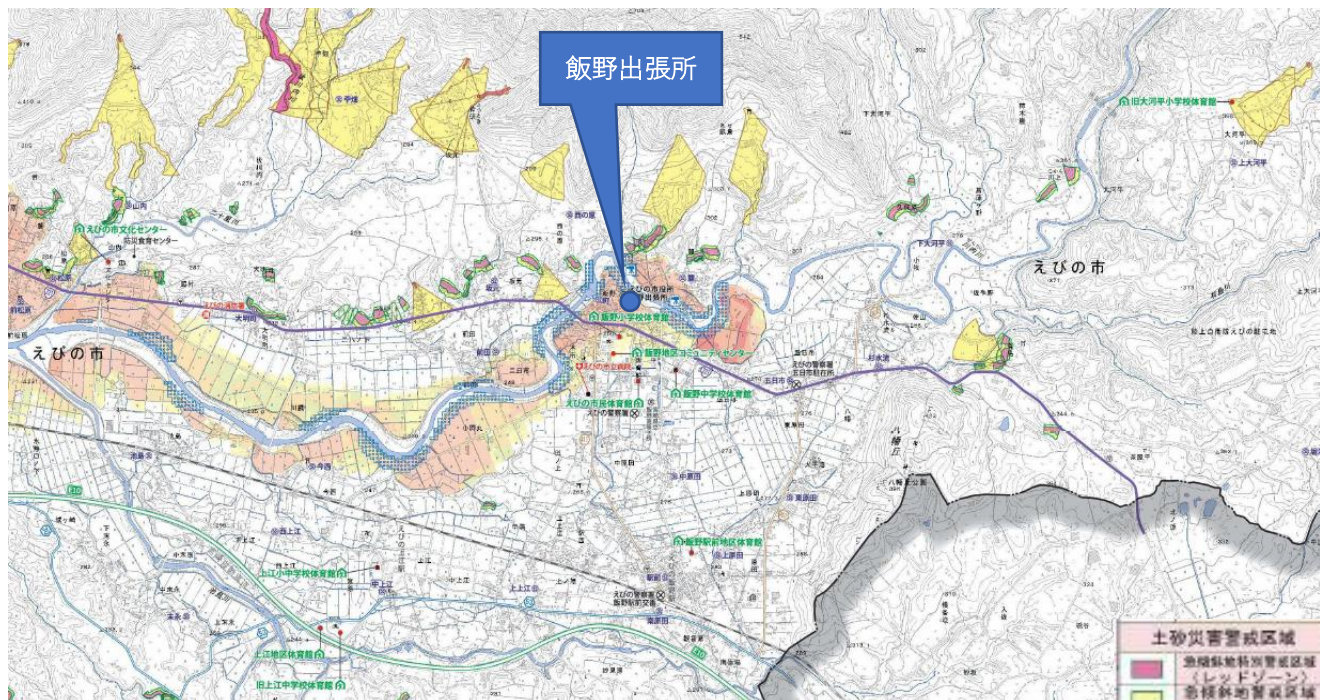


図3.1 土砂災害警戒区域等の分布（飯野地区）

出典：えびの市「飯野地区ハザードマップ」

<https://www.city.ebino.lg.jp/material/files/group/5/iino.pdf>



土砂災害警戒区域

-  急傾斜地特別警戒区域 (レッドゾーン)
-  急傾斜地警戒区域 (イエローゾーン)
-  土石流特別警戒区域 (レッドゾーン)
-  土石流警戒区域 (イエローゾーン)
-  地すべり危険箇所

河川浸水想定区域
【浸水し土地に設定される浸水の深さ(0.3m)】

-  0.3m未満の区域
-  0.3～0.5m未満の区域
-  0.5～1.0m未満の区域
-  1.0～1.5m未満の区域
-  1.5～3.0m未満の区域
-  3.0～10.0m未満の区域
-  10.0～20.0m未満の区域

家屋倒壊等危険想定区域

-  河川 浸水 区域
-  洪水 氾濫 区域

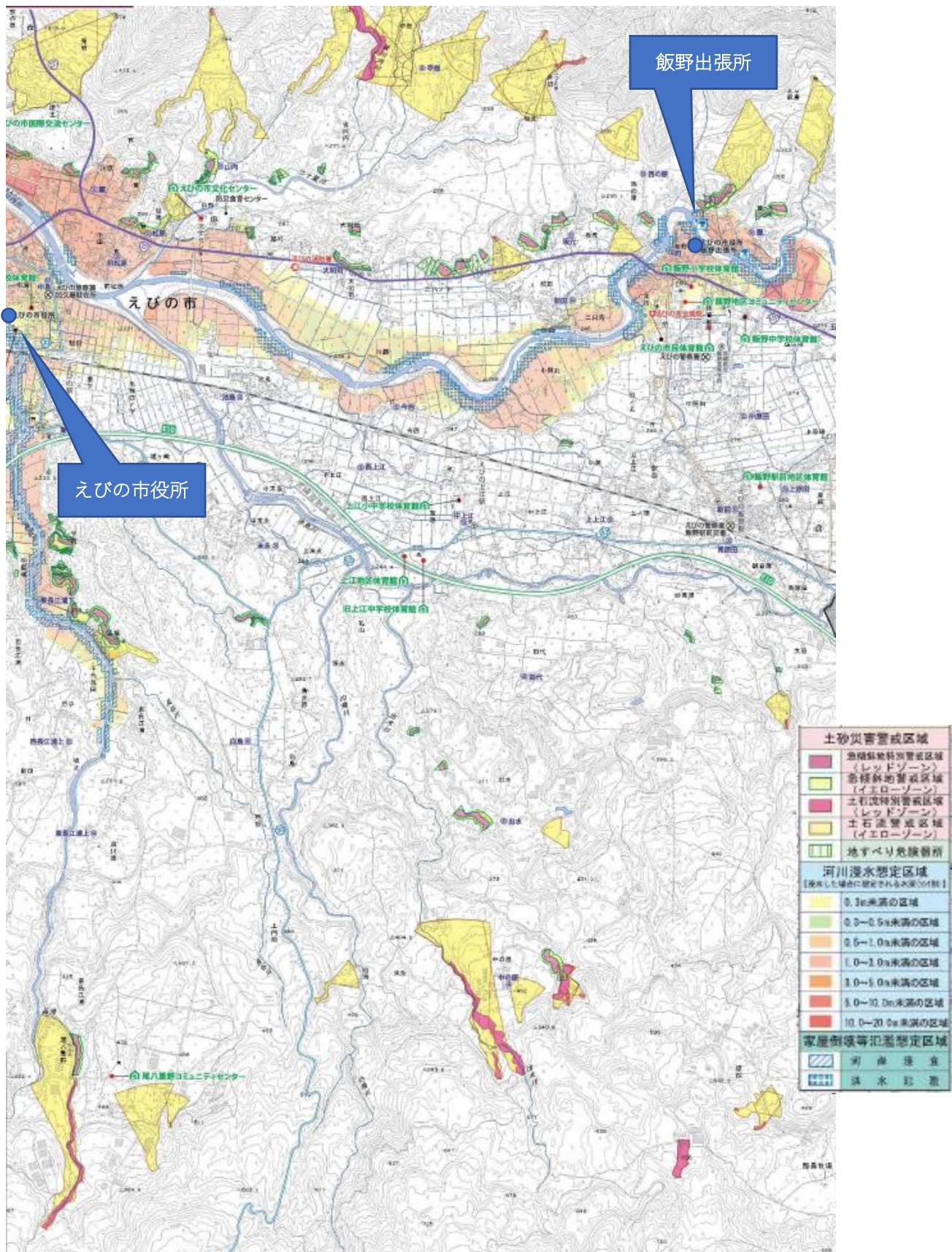
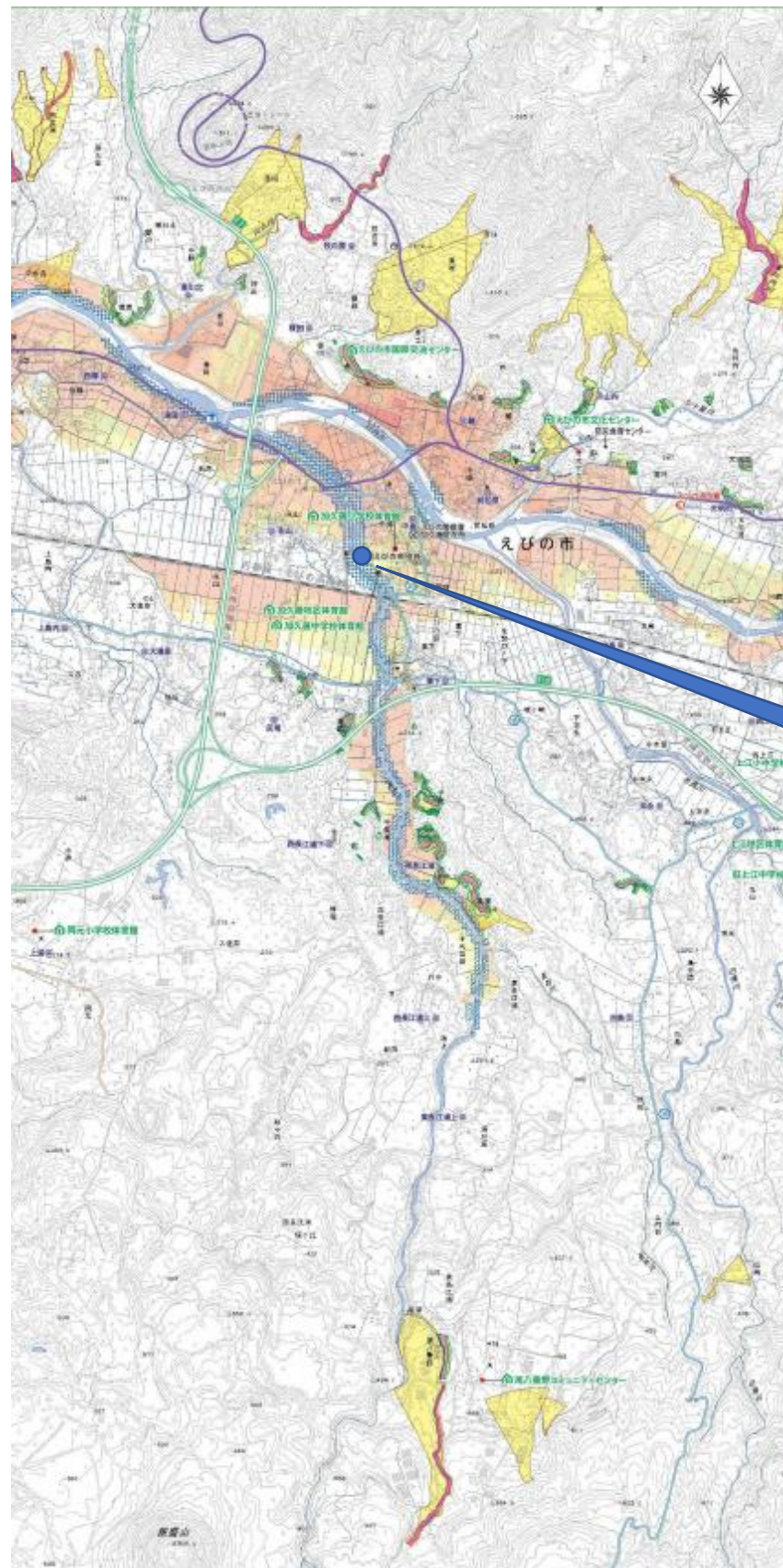


図 3.2 土砂災害警戒区域等の分布 (上江地区)

出典：えびの市「上江地区ハザードマップ」

<https://www.city.ebino.lg.jp/material/files/group/5/uwae.pdf>





えびの市役所

土砂災害警戒区域	
	急傾斜地特別警戒区域 (レッドゾーン)
	急傾斜地警戒区域 (イエローゾーン)
	土石流特別警戒区域 (レッドゾーン)
	土石流警戒区域 (イエローゾーン)
	地すべり危険箇所
河川浸水想定区域	
【浸水した場合に想定される水深の別】	
	0.3m未満の区域
	0.3～0.5m未満の区域
	0.5～1.0m未満の区域
	1.0～1.5m未満の区域
	1.5～3.0m未満の区域
	3.0～10.0m未満の区域
	10.0～20.0m未満の区域
家屋倒壊等氾濫想定区域	
	河川浸水
	洪水氾濫

図 3.3 土砂災害警戒区域等の分布（加久藤地区）

出典：えびの市「加久藤地区ハザードマップ」

<https://www.city.ebino.lg.jp/material/files/group/5/kakutou.pdf>



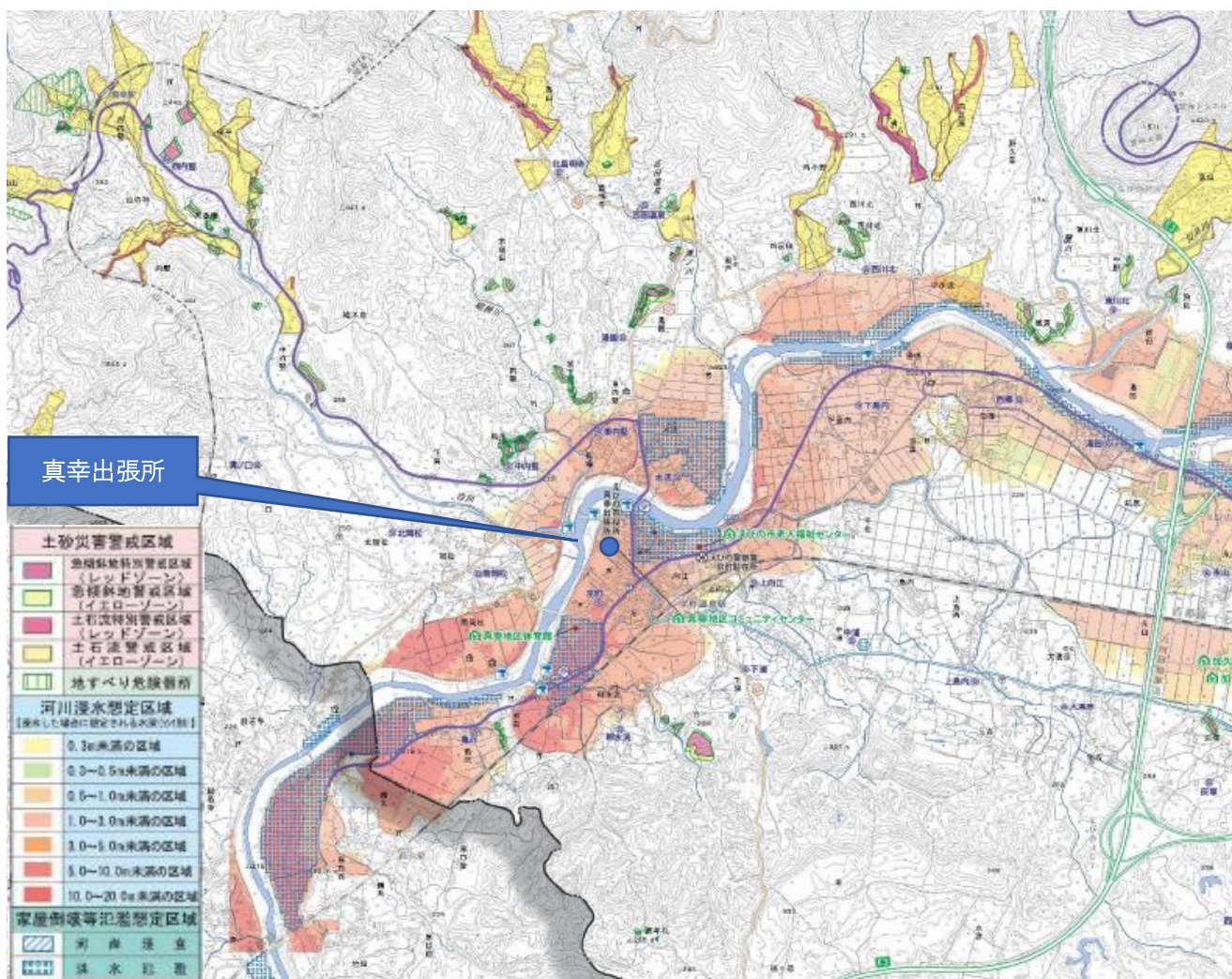


図 3.4 土砂災害警戒区域等の分布 (真幸地区)
 出典：えびの市「真幸地区ハザードマップ」

<https://www.city.ebino.lg.jp/material/files/group/5/masaki.pdf>



(3) 噴火

霧島山火山防災協議会の「霧島山火山防災マップ」では、えびの高原（硫黄山）の火口での噴火が発生した場合、本庁舎付近まで降灰がおよぶおそれがあるとしている。

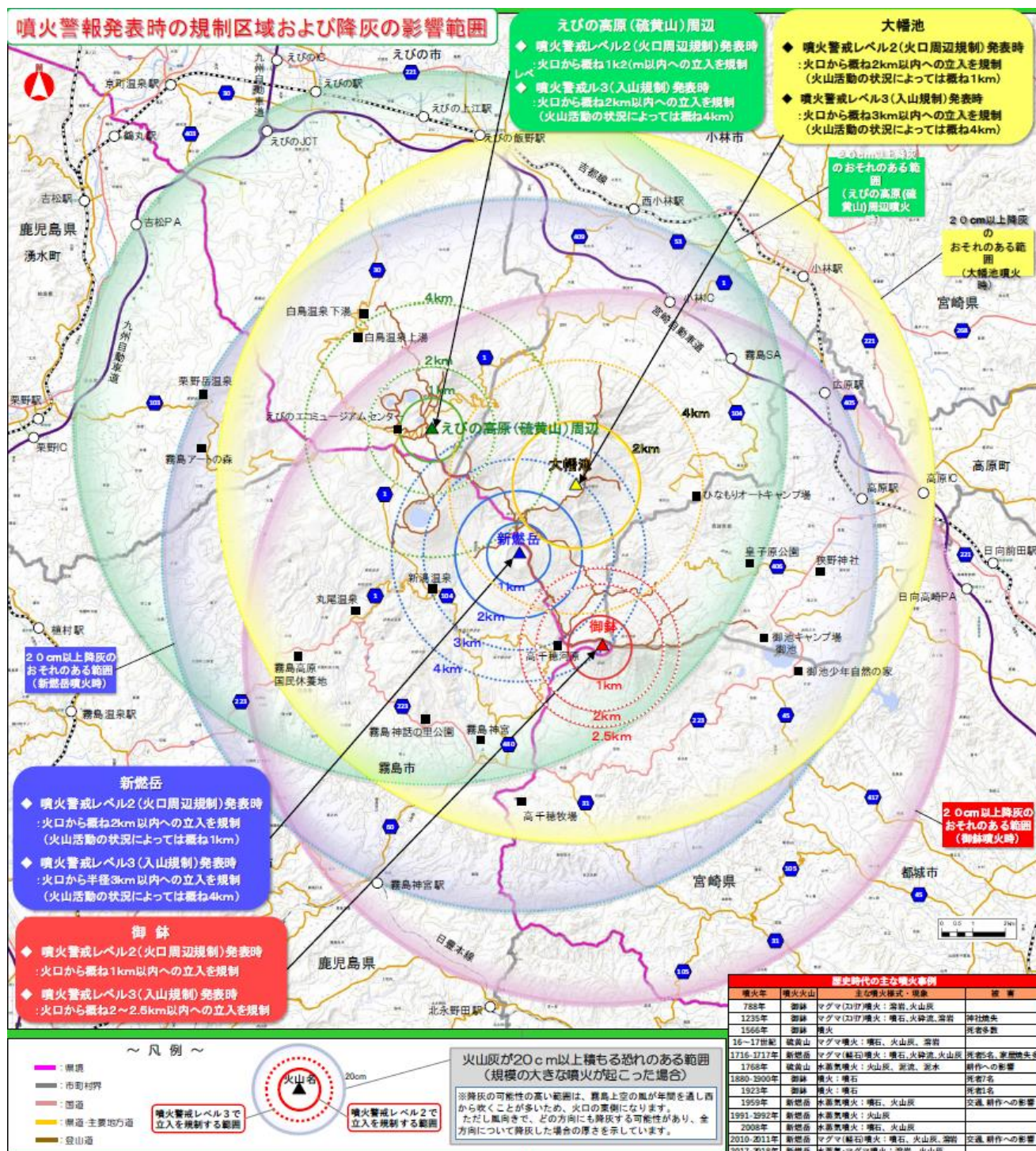


図4 噴火警報発表時の規制区域および降灰の影響範囲

出典：霧島山火山防災協議会「霧島山火山防災マップ」

https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/42957/42957_20220228164913-1.pdf



3 非常時優先業務

(1) 非常時優先業務の考え方

非常時優先業務の検討にあたっては、地震やその他の災害による被害を最小限にとどめるための、応急対策業務について万全を期するとともに、その開始時間を明らかにする。

また、市の業務が中断することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、業務継続の優先度の高い通常業務の継続、早期再開に努める。非常時優先業務は、地域防災計画における災害対応初動・応急対策業務と優先度が高い復旧業務からなる「災害対応業務」と、それ以外の通常業務のうち災害時においても継続が求められる「優先通常業務」を対象とする。

(2) 非常時優先業務の選定

災害対応業務、優先通常業務のそれぞれについて、各課にて以下のとおり選定する。

①災害対応業務

災害対応業務は、地域防災計画の災害応急対策計画に記載されている「市災害対策本部組織における分掌事務」および、復旧・復興業務は、地域防災計画の復旧・復興計画を参照し選定する。

②優先通常業務

各課の分掌業務のうち、「地域社会への影響」「法令の適切な執行」「他業務への影響」の3つの視点から優先度の高い業務を選定する。

選定した各業務については、発災後いつ頃までに復旧すべきかを検討し、業務再開目標時間を設定する。

(3) 対象業務

上記のとおり選定した対象業務については、別紙1：非常時優先業務一覧表に取りまとめる。

また、各対象業務に必要な職員や資機材についてその内容・数量等を可能な限り具体化するため各課が調査を実施し、本計画に反映する。

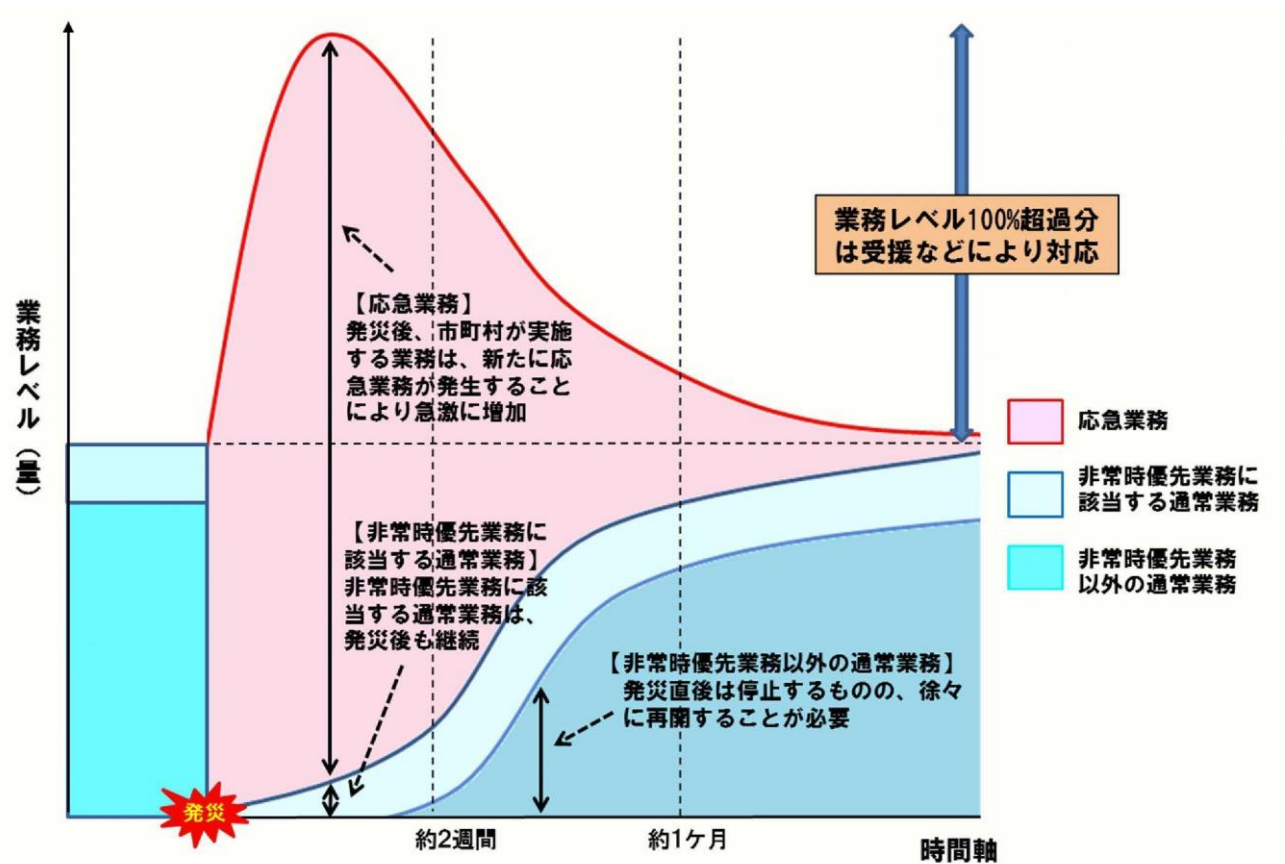


図5 発災後に市町村が実施する業務の推移

出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(p.9)



<https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/pdf/R5tebiki.pdf>

※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図5に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

4 非常時優先業務の実施体制

(1) 本計画の発動基準および解除基準

本計画への移行および解除の決定は、災害対策本部や危機事象の種類に応じて設置される各対策本部において決定する。

【非常時体制への移行基準】

①から⑤のような危機事象が発生した場合、全庁的に通常業務を一時停止し、非常時体制に移行する。

①巨大地震等の大規模災害

巨大地震等の大規模災害やその他の重大な危機事象により災対本部が設置され、市内で多数の死傷者が発生する等の甚大な被害が発生し、もしくは懸念される場合

②新型インフルエンザ等の感染症

新型インフルエンザ等の感染症により対策本部が設置され、市内で死者や重症患者が発生し、感染拡大が懸念される場合

③家畜伝染病

口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病により対策本部が設置され、県内で患畜が多数発生し、感染拡大が予想され、市民生活や経済に広範かつ深刻な影響が懸念される場合

④国民保護事案

武力攻撃やテロなど、国民保護計画に該当するような事案が発生し対策本部が設置され、市民の安全確保が必要となる場合

⑤その他の危機事象

①から④以外の危機事象が発生し、緊急事態への対応や市民の安全確保等のため市非常時体制へ移行して対処すべきと市長が判断した場合

(2) 本計画の実施体制

本計画は、地域防災計画に定められている災害対策本部の組織によって実施される。

地域防災計画に定める災害対策本部体制は図6のとおりであり、震度6弱以上の地震が発生した場合には、特別非常配備により全職員が参集する。

なお、災害対策本部の設置場所は、市役所本庁舎3階AB会議室とする。

表3 非常時の配備体制

配備の種類		配備の内容	配備の基準
市情報 連絡本部	予備配備	少人数により、いつでも警戒配備に移行できる連絡体制とする。	○大雨警報・洪水警報が発表された場合 ○河川の水位が氾濫注意水位に到達した場合 ○震度4の地震が発生した場合 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 ○霧島火山に関し、噴火警報（火口周辺）が発表された場合 ○大規模事故災害発生の情報があった場合
市災害 警戒本部	警戒配備	各対策部各班の情報、連絡担当職員が配置につき、その他の職員は待機体制をとる（管理職など）。	○台風の接近により市域の一部または全部が強風域に入り、その後さらに事態の悪化が予想されるとき。 ○河川が氾濫注意水位を超え、なお水位が上昇するおそれがあるとき。 ○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○震度5弱の地震が発生した場合 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合 ○霧島火山に関し、噴火警報（居住地域）が発表された場合 ○大規模事故災害が発生し、人命に被害のおそれがある場合
市災害 対策本部	非常配備	各対策部各班の所要職員が配置につき、その他の職員は必要に応じて配置につく体制をとる（係長職以上）。	○台風の接近により市域の一部または全部が暴風域に入ることが見込まれ、さらに事態の悪化が予想されるとき。 ○大雨などにより災害が発生するおそれまたは発生した場合 ○河川の水位が避難判断水位に達し、さらに河川水位が上昇するおそれがあるとき。 ○震度5強以上の地震が発生した場合 ○霧島火山による災害が発生し、多数の人命に被害が生じるおそれがある場合 ○大規模事故災害が発生し、多数の人命に被害があった場合
	特別 非常配備	本部の全組織が配置につく（全職員）。	○大雨などにより大規模な災害が発生した場合 ○河川の水位が氾濫危険水位を超えた場合または氾濫した場合 ○大規模な土砂災害が発生した場合 ○震度6弱以上の地震が発生した場合 ○霧島火山災害が発生し、多数の人命に被害が生じた場合 ○大規模災害事故が発生し、極めて多数の人命に被害があった場合
	救助配備	災害救助の実施に必要な本部の組織が配置につく（全職員）。	○市域に救助法が適用されたとき

出典：えびの市地域防災計画（p.2-72）

https://www.city.ebino.lg.jp/material/files/group/5/bousaikaikaku_huusuigai1R7.pdf



(3) 職務代行および職員の参集体制

市長が災害対策本部長として職務にあたるできない場合、下記の順位に従ってその職務を代行する。また、職員の参集体制も表4のとおり定める。

表4 対応体制

①市長の職務代行の順位

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
副市長	教育長	基地・防災対策課長	総務課長
市地域防災計画に意思決定権者の代理順位を記載しており、職員に周知している。			

②参集体制

災害区分	体制	配備区分	参集職員
震度4	情報連絡本部	予備配備	防災担当職（基地・防災対策課員）
震度5弱	災害警戒本部	警戒配備	管理職職員および所定の職員※1
震度5強	災害対策本部	非常配備	係長以上の職員および所定の職員※1
震度6弱以上		特別非常配備	全職員

③自主登庁

災害区分	対象職員	職員の対応	
震度5弱	所定の職員 ※1	所属部署へ連絡、必要に応じ自主登庁	
震度5強	所定の職員 ※1	本人、家族とも無事	自主登庁
		家族が被災した場合	家族の安全を確保した後、速やかに自主登庁※2
		本人が被災した場合	所属部署へ状況報告
	上記以外の職員	自宅待機	
震度6弱以上	全職員	本人、家族とも無事	自主登庁
		家族が被災した場合	家族の安全を確保した後、速やかに自主登庁※2
		本人が被災した場合	所属部署へ状況報告

※1：所定の職員とは、部署ごとに所属長によりあらかじめ定められた職員をいう。

※2：家族の安全が確保できない場合は、所属長へ状況を報告し、指示を受ける。

以下に、各課の参集予測の検討基準および予測結果の一覧を示す。

表 5 参集予測の検討基準

経過時間	予測条件
3 時間後	9 km圏内の職員のうち約7割が参集可能 時速 3 km／h で移動するものとし、9 km圏内の職員が参集可能。 しかし、本人および家族の被災により職員の 1 割が参集できない。
1 日後	20km圏内の職員のうち約 9 割が参集可能 20km／h を越えると帰宅困難になるとの予測があることから、20km圏内の職員が参集可能。 しかし、本人および家族の被災により職員の 1 割が参集できない。
3 日後	職員のうち約 7 割が参集可能 公共交通機関は徐々に回復し20kmを越える職員も徐々に参集可能となる。 ※阪神淡路大震災時の参集状況では90時間後の参集状況は約 7 割から 8 割程度であった。
1 週間後	職員のうち約 7 割 5 分が参集可能 公共交通機関は徐々に回復し20kmを越える職員も徐々に参集可能となる。
2 週間後	職員のうち約 8 割が参集可能 公共交通機関は徐々に回復し20kmを越える職員も徐々に参集可能となる。
1 か月後	職員のうち約 9 割が参集可能 1 か月後は職員の死傷等により 1 割が参集できない。

表6 各課の予測結果一覧（令和7年12月時点）※毎年5月に更新

部名	課名	所属 人数	参集人数					
			3時間	1日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
総務対策部	総務課	11	11	11	11	11	11	11
	基地・防災対策課	8	8	8	8	8	8	8
	市民協働課	5	4	4	5	5	5	5
	財産管理課	14	7	10	11	13	13	13
	選挙管理委員会事務局	2	2	2	2	2	2	2
	監査委員事務局	2	2	2	2	2	2	2
企画対策部	企画課	19	18	19	19	19	19	19
	財政課	6	5	5	6	6	6	6
	税務課	18	11	12	12	13	14	16
	会計課	5	5	5	5	5	5	5
	議会事務局	5	3	4	4	5	5	5
民生対策部	市民環境課（本庁）	7	7	7	7	7	7	7
	市民環境課（真幸出張所）	3	3	3	3	3	3	3
	市民環境課（飯野出張所）	3	3	3	3	3	3	3
	市民環境課（美化センター）	15	5	15	15	15	15	15
	健康保険課	22	14	18	18	18	18	20
	福祉課	14	9	9	10	11	12	13
	こども課	10	6	7	7	8	8	9
	介護保険課	12	8	11	12	12	12	12
経済対策部	観光商工課	10	8	10	10	10	10	10
	企業立地課	4	2	2	2	4	4	4
	畜産農政課	18	11	16	18	18	18	18
	農業委員会事務局	6	4	4	4	5	5	6
土木対策部	建設課	17	12	14	17	17	17	17
	農林整備課	24	12	18	21	24	24	24
	水道課	9	7	8	9	9	9	9
文教対策部	学校教育課	12	11	12	12	12	12	12
	社会教育課	10	8	10	10	10	10	10
医療対策部	市立病院	49	29	49	49	49	49	49
	合計	340	235	298	312	324	326	333

対象とする職員340人（令和7年12月時点）の参集可能時間について、次のとおり試算した。

表7 参集人数と参集率

参集時間	3時間	1日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
人数（人）	235	298	312	324	326	333
参集率（％）	69.1	87.6	91.8	95.3	95.9	97.9
参考：検討基準（％）	同上	同上	70.0	75.0	80.0	90.0

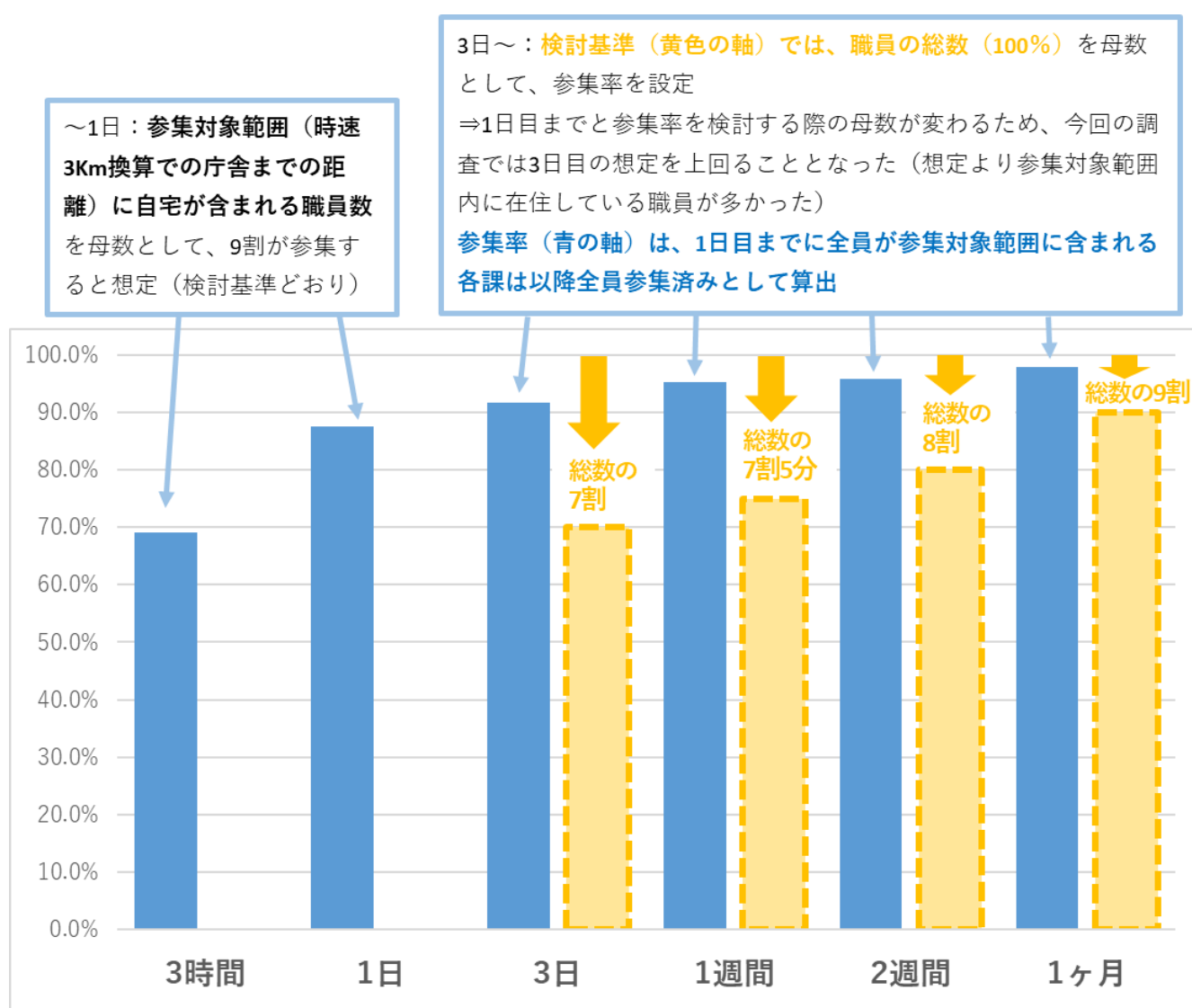


図7 参集率の推移と検討基準

(4) 代替庁舎

市役所本庁舎が被災し使用できない場合、下記リストをもとに非常時優先業務の執務場所となる代替庁舎を決定する。

代行順位は、第1順位を文化センター、第2順位を防災食育センターとする。

表8 代替庁舎一覧

施設名	築年数 (耐震化対応済みの場合○)	災害危険度			附帯設備・事務機器等					同時被災の可能性のある災害 (2 被害想定をもとに判定)
		液状化	洪水	地震	非常用発電機／燃料	通信機器	情報システム	水・食料・トイレ等	事務機器・備品	
文化センター	○	○	○	○	○	×	×	×	×	地震、噴火
防災食育センター	○	○	○	○	○	×	×	×	×	地震、噴火
保健センター	○	○	○	○	×	×	×	×	×	地震、噴火
国際交流センター	○	○	○	○	×	×	×	×	×	地震、水害、土砂災害、噴火
飯野コミュニティセンター	○	○	○	○	○	×	×	×	×	地震、水害、噴火
飯野出張所	○	○	×	○	×	×	×	×	×	地震、水害、噴火
真幸出張所	○	○	×	○	×	×	×	×	×	地震、水害、噴火

災害危険度は、発生の可能性がない（極めて低い）、対策がとられているなど危険度が低い場合は「○」、危険度が高い場合は、「×」を記入する。

5 継続的改善（平時の取組み）

(1) 教育・訓練等

発災時に的確に業務継続を図るためには、業務継続体制について検討した内容等を職員に周知・浸透させ、さらに発災時に実際に行動できるよう対応能力の向上を図ることが重要である。そのため、総合防災訓練等の定期的な訓練を実施するほか、非常参集訓練や安否確認訓練等の具体的な訓練を実施し、職員の能力向上を図っていく。

(2) 点検・是正

業務継続体制の検討は、一定の前提を踏まえて検討するものであるから、検討結果を踏まえても最初から完全な体制が構築できるとは限らない。発災時に実際に機能する計画とするために、時点修正のほか、訓練や被災経験等を通して定期的に計画の実効性等を点検・是正することが重要である。今後、防災訓練等を通して災害体制の実効性を検証するとともに、本計画の見直しを随時実施するものとする。

(3) 課題管理

上記(2)で点検を実施した結果洗い出された各種課題については、別紙2：課題管理表に整理し、対策の実施状況等の進捗を管理する。

課題管理表の運用は基地・防災対策課にて行うものとする。

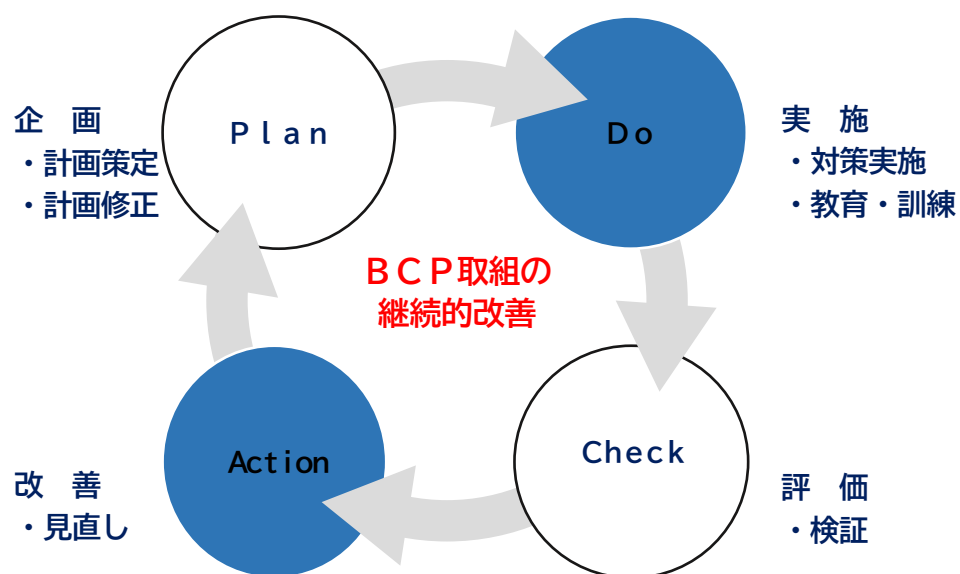


図8 BCP取組のイメージ

6 必要資源の確保

1 (4)に示した 6 つの要素のうち、業務実施に必要な資源について、対策状況と確保の手段を整理する。

(1) 電気、水、食料等の確保

(現時点の状況)

①非常用発電機と燃料の確保

非常用発電機	(1) 台
燃料備蓄	(7 2) 時間分
電力供給先	
災害対策本部フロア	(○)
庁舎内エレベーター	(○)
通信、ネットワーク機器	(○)
その他重要機器	(○)

②水、食料等の備蓄（職員用）

水	(1) 日分
食料	(1) 日分
仮設（簡易）トイレ	(1 0) 基
仮眠用毛布	(3 0) 枚
消耗品等	
コピー用紙	(約 5 万) 枚 ※各課等 1 箱（5 千枚）以上の予備を平常時から備蓄
プリンターインク	(現有分)
※職員の食料等の備蓄については、職員個々で 3 日分の備蓄をするよう周知している。	

(今後の検討事項)

- 情報収集、情報交換のための（衛星電話、FAX、テレビ、庁内ネットワーク等）電源供給を重視する。
- 発電機の機能点検を毎年 1 回実施する。
- 水、食料、簡易トイレ、ベッド、仮眠用毛布、消耗品の備蓄については、非常時優先業務にあたる職員の 3 日分を基準として整備する。
- 発電機の燃料となる軽油・重油の供給については、事前に事業所と災害時の燃料の供給に関する協定を締結するなどして調達することを検討する。

(2) 通信手段の確保

(現時点の状況)

通信機器の確保	
●同報系防災行政無線 (1) 133局 (内アンサーバック24局)	●県防災電話 (MCA) (光ケーブル)
●移動系防災行政無線 (1) 59局	●IP 無線 えびの高原各施設との連絡
●衛星携帯電話 (1) 台	

(今後の検討事項)

○衛星携帯電話の取扱い要領の習熟
○SNSなどの幅広い活用

(3) 重要なデータのバックアップ

(現時点の状況)

表9 システム一覧 (令和8年3月時点)

区分	システム名	担当課等	バックアップ	備考
基幹系システム	ファイル共有サーバー	企画課	○	
	住民記録系システム	市民環境課	○	
	標準準拠版住民情報システム			
	・住民基本台帳	市民環境課	○	
	・国民年金	市民環境課	○	
	・選挙人名簿管理	総務課	○	
	・固定資産税	税務課	○	
	・個人住民税	税務課	○	
	・法人住民税	税務課	○	
	・軽自動車税	税務課	○	
	・国民健康保険	健康保険課	○	
	・後期高齢者医療	介護保険課	○	
	・介護保険	介護保険課	○	
	・児童手当	こども課	○	
	・児童扶養手当	こども課	○	
	・子ども・子育て支援	こども課	○	
	・就学	学校教育課	○	
	・印鑑登録	市民環境課	○	
	・畜犬管理	市民環境課	○	
	障がい者福祉	福祉課	○	
	生活保護	福祉課	○	
	健康管理	健康保険課	○	
情報系システム	戸籍	市民環境課	○	
	戸籍附票	市民環境課	○	
	介護認定支援システム	介護保険課	○	
	上水道料金システム	水道課	○	
業務システム	財務会計システム	財政課	○	
	グループウェアシステム	企画課	○	
	資産管理システム	企画課	○	
	ファイル共有サーバー	企画課	○	
業務システム	公営企業会計システム	水道課、市立病院	○	
	人事給与システム	総務課	○	
	土木積算システム	建設課	○	
	農家台帳システム	農業委員会	○	
	Web GIS システム	税務課	○	
	農振農用地管理システム	畜産農政課	○	
	住宅資金貸付システム	財産管理課	○	
	地域福祉支援システム	福祉課	○	
	地域包括支援センターシステム	介護保険課	○	
	校務支援システム	学校教育課	○	
	コンビニ交付戸籍連携サーバー	市民環境課	○	
	家屋評価業務支援システム	税務課	○	
	地籍情報管理システム	税務課	○	
	水土里ネット	農業委員会	○	

- ①基幹系システムのバックアップは、庁舎外に保管している。
 ②情報系システムおよび業務システムのバックアップは、庁舎内に保管している。

(今後の検討事項)

- 災害時、システムが稼動できない場合を想定し、紙媒体での業務の継続について検討する。
 ○災害時における非常時優先業務等の実施に当たり必要となる電子および紙のデータを特定する。

別紙 1：非常時優先業務一覧表（詳細は末尾に添付）

No	業務名	業務の概要	必要人員			業務開始 目標時間
			人数 (人)	主担当 (担当者名)	副担当 (担当者名)	

別紙 2：課題管理表

対象部署	課題点	改善方向性（例）	緊急度	コスト		所管部署	期限	ステータス	備考
				時間	予算				